

区民委員会報告資料

令和7年4月14日

報告事項件名	頁
1 公衆喫煙所の整備状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区育児・介護休業取得応援奨励金について・・・・・・・・	4
3 令和7年第二回定例会における「権利の放棄」について（時期変更）	12
4 孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について・・・・・・・・	14

(地域のちから推進部)

区民委員会報告資料

令和7年4月14日

件名	公衆喫煙所の整備状況について																																																							
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																																																							
内容	<p>これまでの整備状況及び令和7年度の整備予定について、次のとおり報告する。</p> <p>1 これまでの整備状況</p> <p>令和元年度に当事業を開始後、これまでに計18か所の整備を行った（「コンテナ型喫煙所」12か所、「パーテーション型喫煙所」5か所、「暫定型」1か所）。</p> <table border="1" data-bbox="424 869 1414 1984"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>整備時期</th> <th>地区</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>梅島駅</td> <td>コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北千住駅西口</td> <td rowspan="2">パーテーション型</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>五反野駅（四家交差点）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td rowspan="6">令和2年度</td> <td>北千住駅東口</td> <td rowspan="3">コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>西新井駅東口</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>竹ノ塚駅東口</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>牛田駅／京成関屋駅</td> <td rowspan="3">パーテーション型</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>北千住駅西口（加熱式専用）</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>綾瀬駅西口</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>六町駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>綾瀬駅東口</td> <td rowspan="2">コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>江北地区</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>令和4年度</td> <td>西新井駅西口</td> <td>※ 暫定型</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td rowspan="4">令和5年度</td> <td>大師前駅</td> <td rowspan="4">コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>北綾瀬駅</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>江北駅</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>見沼代親水公園駅</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>令和6年度</td> <td>千住大橋駅</td> <td>コンテナ型</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 西新井駅西口については、駅前交通広場の整備、まちづくりの動向等により、将来的に移設を行うことを検討しているため、暫定型としている。</p>	No.	整備時期	地区	種類	1	令和元年度	梅島駅	コンテナ型	2	北千住駅西口	パーテーション型	3	五反野駅（四家交差点）	4	令和2年度	北千住駅東口	コンテナ型	5	西新井駅東口	6	竹ノ塚駅東口	7	牛田駅／京成関屋駅	パーテーション型	8	北千住駅西口（加熱式専用）	9	綾瀬駅西口	10	六町駅		11	令和3年度	綾瀬駅東口	コンテナ型	12	江北地区	13	令和4年度	西新井駅西口	※ 暫定型	14	令和5年度	大師前駅	コンテナ型	15	北綾瀬駅	16	江北駅	17	見沼代親水公園駅	18	令和6年度	千住大橋駅	コンテナ型
	No.	整備時期	地区	種類																																																				
1	令和元年度	梅島駅	コンテナ型																																																					
2		北千住駅西口	パーテーション型																																																					
3		五反野駅（四家交差点）																																																						
4	令和2年度	北千住駅東口	コンテナ型																																																					
5		西新井駅東口																																																						
6		竹ノ塚駅東口																																																						
7		牛田駅／京成関屋駅	パーテーション型																																																					
8		北千住駅西口（加熱式専用）																																																						
9		綾瀬駅西口																																																						
10	六町駅																																																							
11	令和3年度	綾瀬駅東口	コンテナ型																																																					
12		江北地区																																																						
13	令和4年度	西新井駅西口	※ 暫定型																																																					
14	令和5年度	大師前駅	コンテナ型																																																					
15		北綾瀬駅																																																						
16		江北駅																																																						
17		見沼代親水公園駅																																																						
18	令和6年度	千住大橋駅	コンテナ型																																																					

2 令和7年度の整備予定箇所について

令和7年度は次の1か所の整備を予定している。

(1) 整備箇所

竹ノ塚駅西口駅前広場内

(2) 種類

パーテーション型加熱式専用（定員8人）

(3) 今後の予定

ア 設計、地元説明、関係機関との調整

令和7年4月から令和7年10月まで（予定）

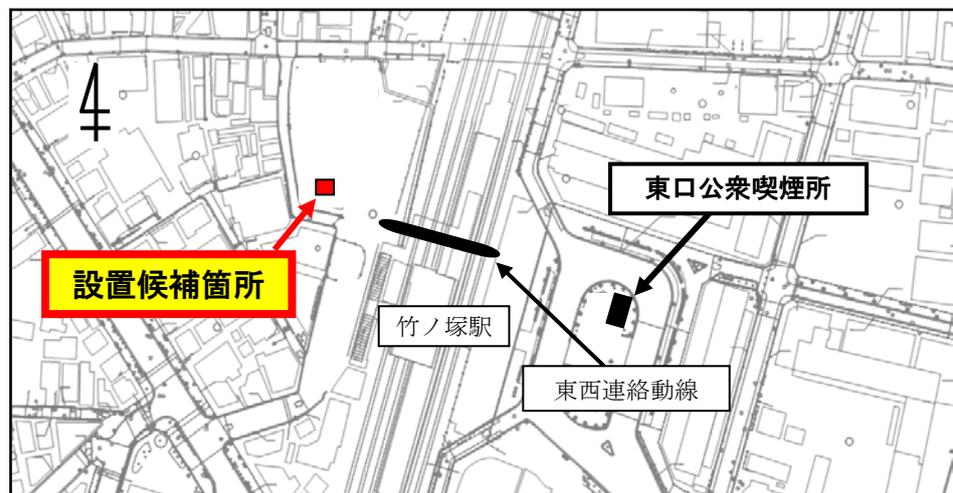
イ 工事

令和7年11月から令和8年1月まで（予定）

ウ 供用開始

令和8年1月（予定）

(4) 案内図



(5) イメージ図（六町駅前 定員：10人）



3 今後の方針

今後も、喫煙者の状況、区民の声等の地域ニーズを検証した上で候補地を定め、整備に向けた調整を進めていく。

区民委員会報告資料

令和7年4月14日

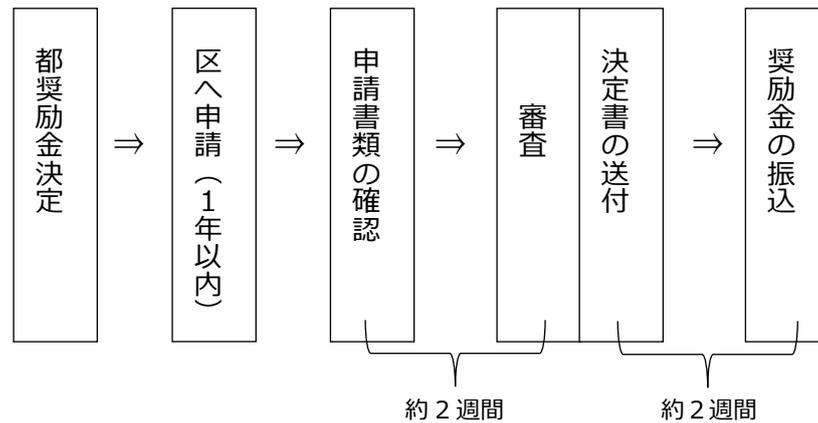
件名	足立区育児・介護休業取得応援奨励金について																																										
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課																																										
内容	<p>ワーク・ライフ・バランス推進のため、以下の事業を新規に実施する。</p> <p>1 名称 足立区育児・介護休業取得応援奨励金</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 概要 育児・介護休業の取得を推進する区内中小企業等を支援するため、東京都「働くパパママ育業応援奨励金（別紙1）」、または東京都「介護休業取得応援奨励金（別紙2）」を受給した企業に、区独自の上乘せとして奨励金を交付する。</p> <p>(2) 奨励金交付内容</p> <table border="1" data-bbox="379 1055 1425 1715"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">東京都 働くパパママ育業応援奨励金(別紙1) 以下4コースのうちいずれかを受給</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">東京都 介護休業取得応援奨励金 (別紙2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">働く パパコース NEXT</td> <td style="text-align: center;">もっと パパコース</td> <td style="text-align: center;">働く ママコース NEXT</td> <td style="text-align: center;">パパと協力! ママコース</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">介護休業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25万円 ～330万円 (最大 420万円)</td> <td style="text-align: center;">80万円 (最大 170万円)</td> <td style="text-align: center;">125万円 (最大 175万円)</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">27.5万円～55万円 (最大105万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓上乘せ</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">↓上乘せ</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">足立区奨励金 「育業」での交付は1企業あたり一回限り</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">足立区奨励金 「介護休業」での交付は 1企業あたり一回限り</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">15万円</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">「育業」と「介護休業」の併給は可 30万円(15万円+15万円)</td> </tr> </table> <p>※ 交付予定数35件（状況によっては補正計上も検討）</p> <p>【参考】都奨励金について</p> <p>ア 対象事業者（別紙3） 都内で事業を営む中小企業等（医療法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人も対象）または個人事業主</p> <p>イ 対象従業員要件 対象となる休業から原職に復帰し3カ月経過</p> <p>ウ 主な提出物 就業規則、対象従業員の賃金台帳及び出勤記録</p>	東京都 働くパパママ育業応援奨励金(別紙1) 以下4コースのうちいずれかを受給				東京都 介護休業取得応援奨励金 (別紙2)		働く パパコース NEXT	もっと パパコース	働く ママコース NEXT	パパと協力! ママコース	介護休業		25万円 ～330万円 (最大 420万円)	80万円 (最大 170万円)	125万円 (最大 175万円)	100万円	27.5万円～55万円 (最大105万円)		↓上乘せ				↓上乘せ		足立区奨励金 「育業」での交付は1企業あたり一回限り				足立区奨励金 「介護休業」での交付は 1企業あたり一回限り		15万円				+	15万円	「育業」と「介護休業」の併給は可 30万円(15万円+15万円)					
東京都 働くパパママ育業応援奨励金(別紙1) 以下4コースのうちいずれかを受給				東京都 介護休業取得応援奨励金 (別紙2)																																							
働く パパコース NEXT	もっと パパコース	働く ママコース NEXT	パパと協力! ママコース	介護休業																																							
25万円 ～330万円 (最大 420万円)	80万円 (最大 170万円)	125万円 (最大 175万円)	100万円	27.5万円～55万円 (最大105万円)																																							
↓上乘せ				↓上乘せ																																							
足立区奨励金 「育業」での交付は1企業あたり一回限り				足立区奨励金 「介護休業」での交付は 1企業あたり一回限り																																							
15万円				+	15万円																																						
「育業」と「介護休業」の併給は可 30万円(15万円+15万円)																																											

3 区奨励金交付対象事業者

申請を行う日において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 区内の事業所で実質的に事業活動を行っていること。
- (2) 対象となる都奨励金の受給の決定を受けていること。
- (3) 前号の決定を受けてから1年以内であること。

4 奨励金交付の流れ



5 受付開始

令和7年4月

6 申請時の提出物

- (1) 交付申請書
- (2) 交付対象となる都奨励金の決定通知書の写し
- (3) 事業所が実際に存在していることが客観的に確認できるもの
例：ホームページ掲載画面の写し、会社案内または会社概要 等

7 申請期限

都奨励金の決定（決定通知書の決定日）を受けてから1年以内

8 申請方法

郵送、オンライン申請または窓口持参（多様性社会推進課）

9 今後の方針

- (1) 区ホームページ・フェイスブック・X（旧ツイッター）で周知するほか、あだち広報6月25日号に掲載予定（奨励金、eラーニング等）。
- (2) 産業経済部が管理する「企業情報データベース」から抽出してチラシを郵送する。また、関係企業団体（法人会・商工会議所・商連など）の会合等の機会を通じて説明を行う。

働くパパママ育児応援奨励金



～男性の育児や育児中の女性の就業継続を後押しします～

働くパパコースNEXT

合計15日以上の育児 **25万円～330万円**

加算となる取組により **最大420万円**

😊 奨励金額がアップしました 😊

もっとパパコース

2人がそれぞれ合計30日以上育児 **80万円**

育児人数により **最大170万円**

働くママコースNEXT

合計1年以上の育児 **125万円**

加算となる取組により **最大175万円**

😊 奨励金額がアップしました 😊

パパと協力! ママコース

合計6か月以上1年未満の育児

100万円

対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2人以上かつ6か月以上継続して雇用し、都内で事業を営んでいる企業等 ※企業規模はコースごとに異なります。裏面をご確認ください

事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申請期間

対象となる育児から原職に復帰し、3か月経過する翌日から2か月以内
※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育児のうち最も復帰日が遅い育児が「対象となる育児」となります
※HPに掲載の「申請受付期限日一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます!

※申請コースが異なる場合は原則申請可能 (ただし、令和7年度働くパパコースNEXTとっとパパコースの両方を申請することはできません)

奨励金の概要



コース名	働くパパコースNEXT (従業員数300人以下)	働くママコースNEXT (従業員数300人以下)
奨励対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○合計15日以上の育業 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備※1について、いずれかを実施したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○合計1年以上の育業 ○面談、情報提供の実施 ○育児・介護休業法に定める制度を上回る取組※2について、令和7年4月1日以降、就業規則に整備したこと
奨励金額	<p>25万円~330万円</p> <p>合計15日:25万円 合計30日:55万円 (以降15日ごとに27.5万円加算)</p> <p>加算となる取組により 最大420万円</p>	<p>125万円</p> <p>加算となる取組により 最大175万円</p>
リニューアル 加算 となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ①管理職の育業と社内周知 ②育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成 ③同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成 ④同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ①同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成 ②同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成
コース名	もっとパパコース (企業規模不問)	パパと協力!ママコース (従業員数300人以下)
奨励対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の男性従業員がそれぞれ合計30日以上 の育業 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備※1 について、令和7年4月1日以降に複数実施 したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○合計6か月以上1年未満の育業 ○パパが合計30日以上 の育業(予定でも可) ○育業促進等に関する取組計画の作成
奨励金額	<p>2人がそれぞれ合計30日以上 の育業 80万円</p> <p>育業人数により 最大170万円</p>	<p>100万円</p>

※1「育児・介護休業法に基づく職場環境整備」
 ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
 イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談窓口の設置
 ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と
 育児休業取得促進に関する方針の周知

※2「育児・介護休業法に定める制度を上回る取組」
 ア 育児休業期間の延長
 イ 育児休業延長期間の延長
 ウ 有給の子の看護等休暇の導入
 エ 子の看護等休暇の取得日数上乗せ
 オ 訪問単位の子の看護等休暇(中抜けあり)の導入
 カ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉

令和7年4月作成

公益財団法人東京しごと財団
企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係 TEL.03-5211-2399
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 パパママ

検索

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigy/papamama/papamama_shoreikin.html



リサイクル適性(A) この包装物は、資源物の紙へリサイクルできます。

※本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度職員「女性活躍推進職員(TOKYOウィメン・ビジネス・サポート)」の対象となり、費用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。

令和7年度

介護休業取得応援奨励金

介護休業
取得

職場復帰

職場環境
整備

就業継続

従業員の介護休業取得を推進する 都内中小企業等を支援します

従業員が介護休業を取得し、職場環境を整備した都内中小企業等に
奨励金を支給することで、介護休業の取得を促進し就業継続を後押しします

合計15日の介護休業 **27.5万円**

合計31日以上介護休業 **55万円**

NEW 加算となる取組により **最大 105万円**

 奨励金額がアップしました 

奨励金の概要



対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2人以上かつ6か月以上継続して雇用し、都内で事業を営んでいる中小企業等(従業員数300人以下)であること

🐾 奨励の対象となる従業員、介護休業取得要件

都内勤務の従業員(雇用保険被保険者)が、合計15日以上介護休業(有給の介護休暇含む)を取得し、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること

※介護休業は、障害児や医療的ケア児も対象となります。ただし、乳幼児の通常の保育過程において日常生活上の必要な便宜を供与する場合は含みません。

🐾 職場環境整備要件

育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について、令和7年4月1日以降、就業規則にいずれかを整備したこと

- ア 介護休業期間の延長
- ウ 介護休暇の取得日数の上乘せ
- イ 介護休業の取得回数の上乗せ
- エ 中抜けありの時間単位の介護休暇導入

NEW

🐾 奨励金の加算となる取組

介護休業を支える同僚を支援する取組を行った場合、加算項目に応じて奨励金に加算

- ① 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と介護休業応援プランシートの作成
- ② 同僚への応援手当支給と介護休業応援プランシートの作成

<奨励金申請イメージ>



奨励金
最大105万円

事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申請期間

対象となる介護休業から原職に復帰し、3か月经過する翌日から2か月以内
※HPに掲載の「申請受付期限日一覧」を必ずご確認ください

詳細は募集要項をご確認ください

<お問い合わせ先>



公益財団法人東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係 TEL.03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 介護応援

検索

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/kaigokyugyo/kaigo_shoreikin.html



令和7年4月作成



女性活躍の輪
Women in Action

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

※本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビジネス・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。

■別紙 本事業の対象となる事業者**1. 区内で事業を営む中小企業等または個人事業主であること**

○会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に定める 会社

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 3 条第 2 号に定める 特例有限会社

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 22 条若しくは第 163 条の規定により成立した 法人等(①～⑩を含む)

- ① 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- ② 公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
- ③ 税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
- ④ 行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
- ⑤ 司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- ⑥ 弁理士法(昭和 12 年法律第 49 号)第 37 条第 1 項で定める「特許業務法人」に該当するもの
- ⑦ 社会保険労務士法(昭和 43 年法律第 89 号)第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- ⑧ 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの
- ⑩ 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの

○別表第 2 の「公益法人等」に該当するもののうち、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項で定める 特定非営利活動法人

ただし、特定非営利活動法人のうち、次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たすものは除きます。

(ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

(ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

○労働者協同組合法(令和 2 年法律第 78 号)に定める労働者協同組合(ただし、法人税法別表 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。)

2. 企業等の形態を満たしていること**3. 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号)に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと**

4. 個人事業主の場合は区内に事業所地があり税務署へ開業届を提出していること

5. 中小企業等の場合は区内に本店登記、または支店の事業所があること

6. 区内に本店登記や支店の事業所があるだけでなく、区内の事業所で実質的に事業活動を行っていること

実質的に事業活動を行っているとは、単に建物があることだけでなく、客観的にみて事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、営業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

7. 過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから 5 年が経過している必要があります。

◆重大な法令違反とは

- (1) 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

を指します。

8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っていないこと

9. 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員および同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第 2 号に規定する暴力団をいう。)および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

10. 常時雇用する従業員に関する定義

常時雇用する従業員とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる(*)労働者
- ③ 日々雇用契約更新される従業員でも、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる(*)労働者

* 「見込まれる」とは、労働契約書等により 1 年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

区民委員会報告資料

令和7年4月14日

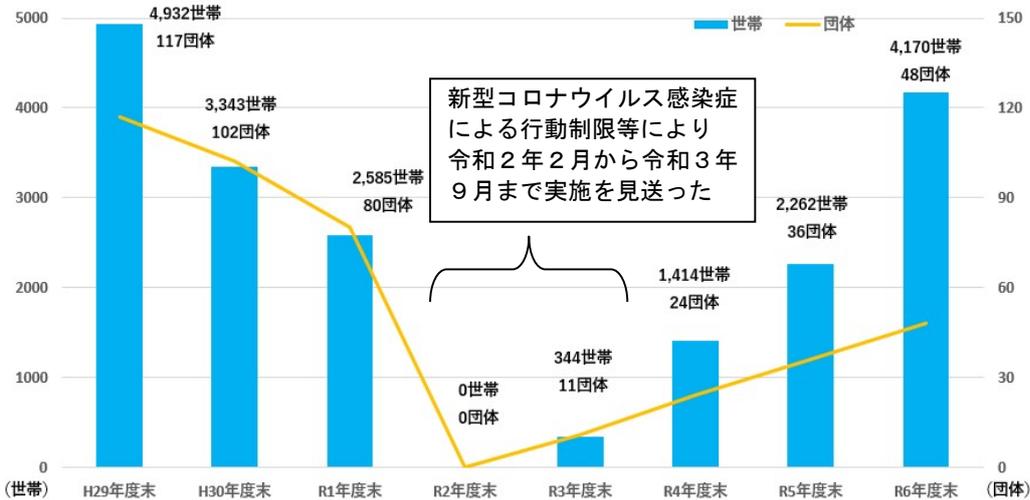
件名	令和7年第二回定例会における「権利の放棄」について（時期変更）																
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館																
内容	<p>長期間の督促にもかかわらず返却の見込みがない図書資料については、平成28年度から、第二回定例会において返還請求権の放棄（権利の放棄）を行ってきた。</p> <p>令和5、6年度の権利の放棄は、10年経過の者へのアプローチを行うため、12月の第四回定例会に諮った。</p> <p>令和7年度は、10年目経過者への訪問を実施の上、令和4年度以前と同様に第二回定例会への議案提出を予定しているため、次のとおり報告する。</p> <p>1 権利の放棄時期の変更理由</p> <p>(1) 令和7年度の権利放棄の対象となる者（督促先が判明している10年目経過者（平成25年貸出の対象者））については、令和6年9月に催告書の発送を、さらに令和7年1月から3月に訪問による督促を実施済みであり、権利の放棄の時期を12月に延ばして3度目の督促を実施しても、返却の可能性は低いと見込まれるため。</p> <p>(2) 早期の権利放棄により長期未返却者を減らし、未返却期間が比較的短い者に重点的に督促を行う方が、返却率の向上が見込まれるため。</p> <p>2 権利の放棄の時期の経過</p> <table border="1" data-bbox="411 1352 1422 2107"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>時期</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度から 令和4年度まで</td> <td>6月 (二定)</td> <td>前年度末に対象者を確定し、第二回定例会で権利を放棄。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>12月 (四定)</td> <td>① 令和5年10～12月に督促先が判明している10年目経過者（計81名）の全件訪問を実施した。 ② 上記の内、返却者なし。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>12月 (四定)</td> <td>① 令和6年9月に督促先が判明している1年目～10年目経過者（計647名）に金銭で請求を求める催告書を発送。 ② 上記の内、10年経過の返却者なし。</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>6月 (二定)</td> <td>① 令和7年1～3月に10年目経過見込者でかつ高額借受者に訪問督促を実施中。 ② 従来どおり第二回定例会で権利の放棄を行う。</td> </tr> </tbody> </table>		年度	時期	内容等	平成28年度から 令和4年度まで	6月 (二定)	前年度末に対象者を確定し、第二回定例会で権利を放棄。	令和5年度	12月 (四定)	① 令和5年10～12月に督促先が判明している10年目経過者（計81名）の全件訪問を実施した。 ② 上記の内、返却者なし。	令和6年度	12月 (四定)	① 令和6年9月に督促先が判明している1年目～10年目経過者（計647名）に金銭で請求を求める催告書を発送。 ② 上記の内、10年経過の返却者なし。	令和7年度	6月 (二定)	① 令和7年1～3月に10年目経過見込者でかつ高額借受者に訪問督促を実施中。 ② 従来どおり第二回定例会で権利の放棄を行う。
年度	時期	内容等															
平成28年度から 令和4年度まで	6月 (二定)	前年度末に対象者を確定し、第二回定例会で権利を放棄。															
令和5年度	12月 (四定)	① 令和5年10～12月に督促先が判明している10年目経過者（計81名）の全件訪問を実施した。 ② 上記の内、返却者なし。															
令和6年度	12月 (四定)	① 令和6年9月に督促先が判明している1年目～10年目経過者（計647名）に金銭で請求を求める催告書を発送。 ② 上記の内、10年経過の返却者なし。															
令和7年度	6月 (二定)	① 令和7年1～3月に10年目経過見込者でかつ高額借受者に訪問督促を実施中。 ② 従来どおり第二回定例会で権利の放棄を行う。															

3 今後の方針

- (1) 引き続き権利の放棄前には10年経過の者への訪問を行い、最終の返却を求めていく。
- (2) 「未返却図書資料対策プラン」に基づき、効果の高い早期督促を重点的に実施していく。

区民委員会報告資料

令和7年4月14日

件名	孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について																															
所管部課名	地域のちから推進部絆づくり担当部長付絆づくり担当課																															
内容	<p>1 令和6年度の総括</p> <p>(1) 高齢者実態調査 (項番2) 各町会・自治会への実施呼びかけにより、調査世帯数がコロナ禍前の水準に近づいた。</p> <p>(2) わがまちの孤立ゼロプロジェクト (項番3) 高齢者実態調査の結果報告会等の機会を捉えた勧奨により、18団体の登録増加となった。 (令和5年度110団体、令和6年度128団体)</p> <p>(3) 絆のあんしん協力員 (項番4(1)) 新規登録者122名、辞退者55名で、総数は1,211名となった。</p> <p>(4) 絆のあんしん協力機関 (項番4(2)) 地域包括支援センター(以下「ホウカツ」という。)の積極的な声かけ等により、新規登録が75団体あり、総数は1,109団体となった。</p> <p>(5) 熱中症対策啓発 エアコンの使用を促すため温湿度計を約350個、うちわを約10,000本配布した。</p> <p>2 高齢者実態調査実施状況</p> <p>町会・自治会による訪問調査で、孤立のおそれのある高齢者に気づき、関係機関や必要な行政サービスにつなげている。</p> <p>(1) 令和6年度町会・自治会実施数</p> <table border="1" data-bbox="448 1447 1195 1554"> <thead> <tr> <th>調査実施団体</th> <th>調査世帯合計(人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48団体</td> <td>4,170世帯(5,259人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 年度ごとの推移</p>  <table border="1"> <caption>年度ごとの推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>世帯数</th> <th>団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度末</td> <td>4,932</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>H30年度末</td> <td>3,343</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>R1年度末</td> <td>2,585</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>R2年度末</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3年度末</td> <td>344</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R4年度末</td> <td>1,414</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>R5年度末</td> <td>2,262</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>R6年度末</td> <td>4,170</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	調査実施団体	調査世帯合計(人数)	48団体	4,170世帯(5,259人)	年度	世帯数	団体数	H29年度末	4,932	117	H30年度末	3,343	102	R1年度末	2,585	80	R2年度末	0	0	R3年度末	344	11	R4年度末	1,414	24	R5年度末	2,262	36	R6年度末	4,170	48
調査実施団体	調査世帯合計(人数)																															
48団体	4,170世帯(5,259人)																															
年度	世帯数	団体数																														
H29年度末	4,932	117																														
H30年度末	3,343	102																														
R1年度末	2,585	80																														
R2年度末	0	0																														
R3年度末	344	11																														
R4年度末	1,414	24																														
R5年度末	2,262	36																														
R6年度末	4,170	48																														

(3) 実施回数別団体数

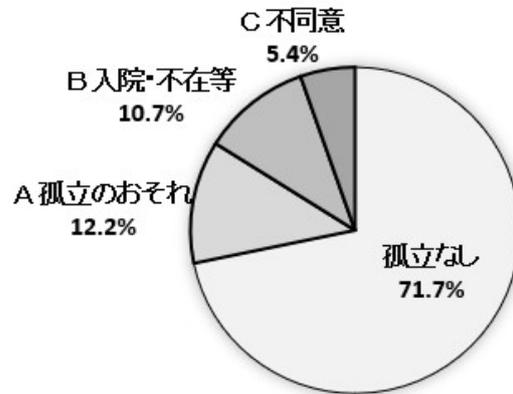
実施回数	1	2	3	4	5	6	13	18	計
団体数	68	240	98	21	18	2	1	1	449
割合(%)	15.1	53.5	21.9	4.7	4.0	0.4	0.2	0.2	100

(別紙4「孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧」参照)

(4) 調査結果の内訳【令和7年3月までの累計】

調査世帯合計：56,074世帯 (69,043人)				
孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院・不在等	C 不同意	小計
40,236世帯 (50,463人) 71.7%	6,828世帯 (8,517人) 12.2%	5,998世帯 (6,399人) 10.7%	3,012世帯 (3,664人) 5.4%	15,838世帯 (18,580人) 28.3%

70歳以上単身世帯：42,992世帯 75歳以上のみ世帯：13,082世帯



(5) ホウカツによる再訪問と成果

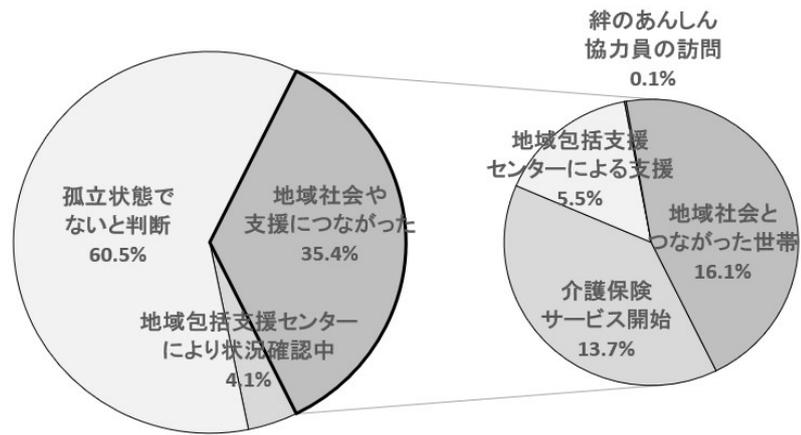
町会・自治会の調査によって孤立のおそれがある世帯、不在や拒否により調査できなかった世帯を、ホウカツの職員が根気強く訪問している。

事業開始以来、56,074世帯を調査し、その約10%に当たる5,615世帯が必要なサービスや地域社会につながった。

町会・自治会による調査	ホウカツによる再訪問の成果						ホウカツにより状況確認中
	孤立状態ではないと判断	地域社会や支援につながった				小計	
		絆のあんしん協会の訪問	ホウカツによる支援	介護保険サービス開始	地域社会とつながった		
A 孤立のおそれ 6,828	4,066 (59.5%)	3 (0.1%)	233 (3.4%)	1,201 (17.6%)	1,098 (16.1%)	2,535 (37.2%)	227 (3.3%)
B 入院・不在等 5,998	3,891 (64.8%)	7 (0.1%)	365 (6.1%)	612 (10.2%)	832 (13.9%)	1,816 (30.3%)	291 (4.9%)
C 不同意 3,012	1,615 (53.6%)	1 (0.1%)	278 (9.2%)	363 (12.0%)	622 (20.7%)	1,264 (42.0%)	133 (4.4%)
合計 (A+B+C) 15,838	9,572 (60.5%)	11 (0.1%)	876 (5.5%)	2,176 (13.7%)	2,552 (16.1%)	5,615 (35.4%)	651 (4.1%)

単位：世帯

※ 調査後の転出・死亡等7,575人含む



3 わがまちの孤立ゼロプロジェクト実施状況

日常的に見守りや声かけを行う町会・自治会等に、区が見守り応援グッズを提供し、自主的な見守り活動を支援している。

(1) 実施団体数【令和7年3月末日現在】

実施団体	① 集合住宅のみの町会・自治会	② ①以外の町会・自治会	マンション管理組合
128団体	65団体	60団体	3団体

※ 令和6年度 新規実施：18団体 辞退：0団体

(2) 実施内容

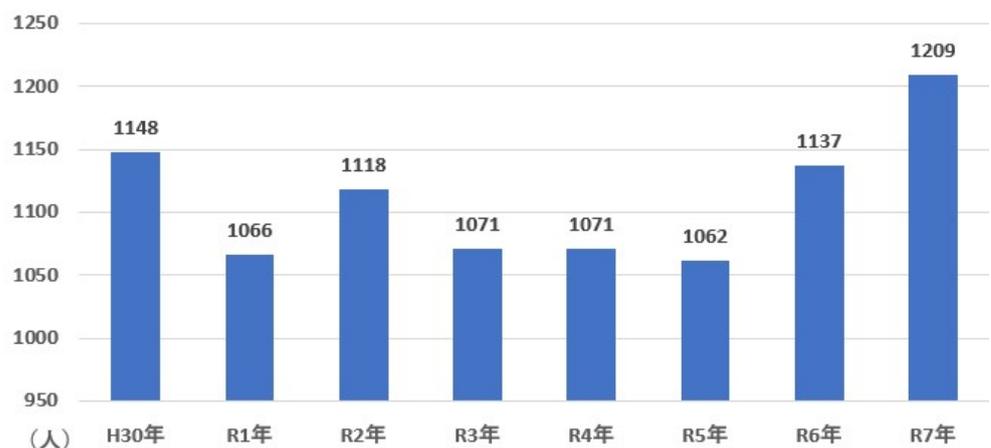
声かけ・見守り		居場所づくり	
戸別訪問(行事参加促進など)	38団体	サロン活動	27団体
敬老祝い訪問	77団体	お茶飲み会	20団体
見守りパトロール	26団体	グラウンドゴルフ	7団体
その他 (集金時の見守り訪問など)	147団体	その他サロン活動	51団体

※ 団体により複数の活動を行っているため重複あり

4 絆のあんしんネットワーク

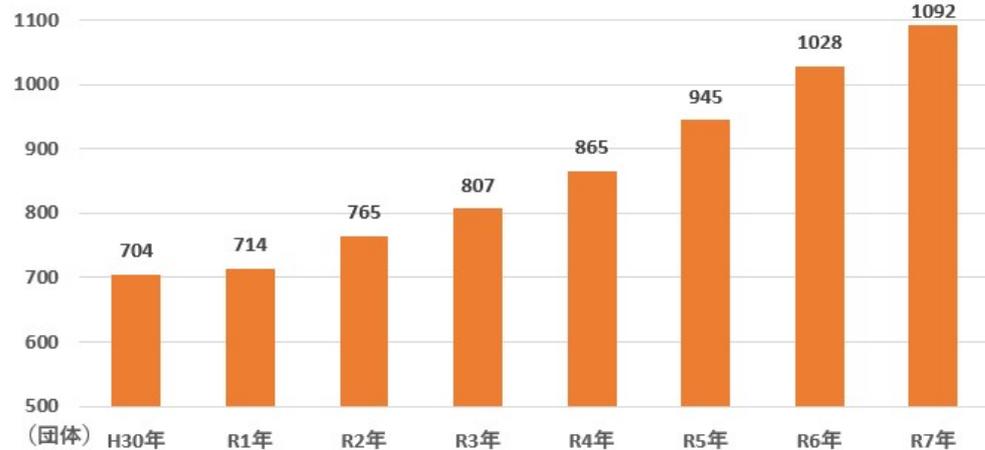
(1) 絆のあんしん協力員(※)登録者数(各年1月1日現在)

※ 高齢者の見守りや声かけをしていただくボランティア



(2) 絆のあんしん協力機関(※)登録団体数(各年1月1日現在)

※ 日常業務や活動の中で高齢者の見守りや声かけをしていただく事業所や団体



5 今後の方針

(1) 熱中症やヒートショック予防の啓発

ア 夏と冬に高齢者の孤立死が増加している事実を広く周知するため、夏季と冬季に「絆づくり通信」を発行し、熱中症とヒートショックの予防を呼びかける。

イ 夏にハウカツが高齢者宅を訪問した際、適切なエアコン使用を促すため、温・湿度計を配付する。

ウ 夏に見守りパトロールや訪問を実施する町会・自治会や絆のあんしん協力員に対し、暑さ対策グッズ(ネッククールリング)を配付する。

エ ハウカツの訪問時等にヒートショック予防を啓発するメッセージ入りのタオルを配付する。

(2) 若年層の参加推進

地域における声かけ、見守り活動等を安定的に継続できるよう支援するため、大学生や高校生等も含めた若年層の参加を呼びかけていく。

(3) 孤立ゼロプロジェクト事業のさらなる周知強化

毎年11月を「絆づくり強化月間」とし、絆のあんしん協力機関や区内事業所等に協力を得て、ポスター、ステッカー、卓上ミニのぼりの掲出等により幅広い世代に広く事業を周知する。

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

※解散済みの町会・自治会を除く

区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）					わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト （実施…○）注10
		直近調査年度 （年度）	調査回数 （回）	調査世帯数 （世帯）	調査人数 （人）	備考	
1	千住旭町自治会	H28	1	123	149		
2	千住旭町会	H28	1	58	70		
3	千住東一丁目町会	R4	3	162	202		○
4	千住東町町会	H29	2	132	165		
5	千住東二丁目自治会	H31/R1	2	57	67		
6	千住曙町自治会	R6	2	154	185		
7	千住関屋町会	H29	2	69	85		○
8	柳原東町会	R5	3	186	206		○
9	柳原西町会	H29	1	123	139		○
10	柳原南町会	R6	3	163	207		
11	柳原北町会	H31/R1	2	131	151		○
12	日ノ出町自治会	R6	3	310	383		○
13	日ノ出町団地自治会	R6	4	355	426		○
14	千住東町住宅自治会	R6	2	120	153		
15	関屋ステーションハイツ自治会	H31/R1	2	37	43		○
16	北千住パーク・ファミリア自治会	R4	2	57	66		
17	グリーンコーポ千寿自治会	R6	3	155	209		○
18	シテヌーブ北千住30自治会	H29	2	42	50		○
19	千住関屋町自治会	R5	3	40	46		○
20	コスモシティ北千住自治会	H31/R1	2	9	10		
21	コーシャハイム北千住自治会	H31/R1	3	64	76	休会中	
22	イニシア千住曙町自治会	R3	2	13	17		
23	サングランド千住曙町自治会	H28	1	0	0	注1	
24	千住橋戸町自治会	H31/R1	2	142	167		
25	千住河原町自治会	H30	3	258	312		○
26	千住仲町会	R6	6	415	501		○
27	千住緑町町会	R5	3	515	624		○
28	千住宮元町町会	H28	2	139	175		
29	千住中居町会	H29	2	160	204		
30	千住龍田町町会	R5	3	254	327		○
31	千住桜木町町会	H28	2	60	73		
32	千住桜木二丁目町会	R4	3	173	199		
33	リバーサイド桜木自治会	H30	2	43	48		
34	都営桜木町アパート一号楼自治会	H28	2	44	54		
35	都営桜木町アパート二号楼自治会	H29	2	154	169		
36	千住桜木一丁目都営アパート自治会	H30	2	100	122		
37	千住一丁目町会	H31/R1	2	110	126		
38	千住二丁目町会	H28	1	72	83		○
39	千住三丁目町会	H31/R1	2	160	192		○
40	千住四丁目町会	R4	2	305	361		○
41	千住五丁目町会	R3	2	217	266		
42	千住大川町東町会	H30	2	120	144		
43	千住大川町西町会	R4	3	196	238		○
44	千住大川町南町会	H29	1	66	89		
45	千住元町町会	R5	3	338	409		○
46	千住柳町々会	H30	2	212	251		
47	千住寿町南町会	H31/R1	2	134	154		
48	千住寿町北町会	R4	3	183	210		
49	都営千住元町団地一・二号楼自治会	H29	2	86	109		○
50	都営千住元町団地三・四号楼自治会	H28	1	54	56		
51	北千住第二ダイヤモンドマンション自治会	H29	1	6	8		
52	高野町会	H29	1	161	206		
53	下沼田町会	H30	2	293	360		
54	江北二丁目住宅自治会	H26	1	35	46		
55	上沼田町会	H29	1	242	319		

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト (実施…○) 注10
			直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)		
56	江北	都営上沼田アパート東和会	H30	2	160	185		
57		都営上沼田アパートむつみ会	R5	3	80	95		○
58		堀之内町会	H29	1	63	77		
59		西新井本町住宅自治会	H28	2	57	71		
60		都営扇二丁目アパート自治会	H28	2	101	116		
61		江北一丁目自治会	H28	2	86	105		
62		ソフィア西新井自治会	H29	2	13	17		
63		扇サンハイツ町会	H29	2	38	47		
64		エンゼルハイム江北自治会	H29	2	17	23		
65		江北三丁目自治会	H28	2	50	68		○
66		江北一丁目第三自治会	H28	2	100	114		○
67		都営アパート扇10号棟自治会	H29	2	39	51	休会中	
68		都営江北四丁目アパート自治会	R5	2	236	268		○
69		江南	小台町会	R6	3	465	581	
70	宮城町会		H30	2	323	397		
71	宮城第三団地自治会		H28	2	234	269		○
72	尾久橋スカイハイツ自治会		R4	3	55	67		
73	ラ・セーヌ小台自治会		R5	3	20	24		
74	ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会		R5	3	23	28		○
75	グランシティレイディアントタワー自治会		H28	1	6	8		
76	新田	足立区新田町会	H28	2	448	544		
77		都営新田一丁目アパート自治会	H28	3	221	266		○
78		新田二丁目第二自治会	H28	2	5	5		
79		グランスイートハートアイランド自治会	R4	3	19	26		
80		オーベルグランディオハートアイランド自治会 (ハートアイランド地区)	H25 H29	1 2	0 70	0 83	注2	
81	興本	本木東町会	H29	4	148	179		
82		本木西町会	H29	5	116	155		
83		本木北町みのり町会	H29	5	58	69		
84		本木南町会	H29	5	188	240		
85		本木三丁目北町会	H29	5	87	106		
86		扇一丁目寺地明和会	H29	5	57	70		
87		扇一丁目親友町会	H29	5	124	159		
88		扇一丁目協和会	H29	5	53	72		
89		扇一丁目親栄町会	H29	5	24	30		
90		扇一丁目北町会	H29	5	38	50		
91		扇南町会	H29	5	133	172		
92		扇三丁目町会	H31/R1	4	153	196		
93		興野町会	H29	5	413	522		
94		都営扇三丁目アパート自治会	R5	5	43	55		○
95	扇一丁目第4アパート自治会	R5	6	142	179		○	
96	扇一丁目親睦自治会	H29	5	83	101			
97	都営扇一丁目第二アパート自治会	H29	5	24	29			
98	梅田	本木一丁目町会	H30	3	178	220		
99		本木一丁目中町会	R6	4	121	139		
100		本木一丁目南町会	H30	3	70	86		
101		関原二丁目南町会	H30	3	113	140		
102		関原三丁目東町会	H30	3	244	309		○
103		中曽根町会	H30	3	236	290		
104		関原二丁目町会	R6	3	258	329		○
105		関原三丁目町会	R6	5	382	467		○
106		梅田東町自治会	R6	5	339	395		○
107		梅田通町会	R6	5	430	529		○
108		梅田神明町自治会	R6	4	460	560		○
109		梅田本町自治会	R6	4	288	353		○

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）					わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト （実施…○）注10
			直近調査年度 （年度）	調査回数 （回）	調査世帯数 （世帯）	調査人数 （人）	備考	
110	梅田	梅田上町自治会	R6	4	280	348		○
111		梅田稲荷町会	H30	3	137	167		○
112		梅田正和町会	H30	3	199	231		
113		梅田亀田町会	R5	4	143	174		○
114		梅田八丁目アパート自治会	R6	4	175	196		○
115		コープ野村梅島自治会	H30	3	68	87		○
116		マーシャンハイツ梅島自治会	H28	2	13	15		
117		梅島グリーンマンション自治会	H28	2	15	19		
118		朝日プラザ梅田自治会	H30	3	15	20		
119		梅島ビューハイツ自治会	R5	4	28	38		○
120		プラウドシティ梅島自治会	H30	3	21	25		○
121		リライズガーデン西新井自治会	H30	3	22	27		
122	中央本町	足立高砂町会	H30	3	305	367		
123		五反野西町会	R6	4	487	583		○
124		足立東町会	H30	3	122	147		
125		足立日吉町会	H30	3	76	86		
126		足立四丁目町会	R6	4	392	472		○
127		千住八千代町会	H30	3	232	283		
128		中央本町若松町会	H30	3	150	170		
129		中央本町自治会	H30	3	70	85		
130		都営梅田三丁目アパート自治会	H28	2	15	18		
131		島根町会	H28	1	773	943	注3	
131-1		島根町会 地域部 第一部	R5	2	163	197		
131-2		島根町会 地域部 第二部	H28	-	0	0		
131-3		島根町会 地域部 第三部	R5	2	146	179		
131-4		島根町会 地域部 第四部	R6	2	181	224		
131-5		島根町会 地域部 第五部	H28	-	0	0		
132		梅島町会	R6	2	528	628		○
133		梅島栄町会	H29	2	89	107		
134		中央本町弥生町会	H30	2	45	55		
135		中央本町弥生自治会	H30	2	70	84		
136		梅島二丁目東町会	H27	1	68	81		
137		中央本町一丁目町会	R5	3	45	62		
138		中央本町栄町会	H30	2	59	68		
139		島根第二都住自治会	R6	3	26	35		○
140		島根四丁目住宅自治会	H29	2	25	32		○
141		島根四丁目第三自治会	R3	3	52	70		○
142		島根六月自治会	H31/R1	2	102	115		
143		ザ・ウィンベル中央公園自治会	H29	2	8	10		○
144		綾瀬西町会	H31/R1	2	90	112		
145		西綾瀬三丁目自治会	H29	2	64	77		
146		西綾瀬町会	H28	2	345	444		
147		西綾瀬四丁目自治会	H30	2	26	32		
148		西綾瀬三丁目第二自治会	H29	2	73	81		○
149	弘道一丁目町会	H31/R1	2	212	260		○	
150	弘道一丁目第二自治会	H31/R1	2	10	13			
151	弘道一丁目第4自治会	H31/R1	2	13	17			
152	弘道二丁目町会	H28	1	92	105			
153	弘道二丁目中央自治会	R3	2	104	126		○	
154	青井二丁目町会	H26	1	125	147		○	
155	弘道二丁目梅の自治会	H27	1	90	97			
156	弘道第三団地自治会	H31/R1	2	40	49			
157	弘道一丁目自治会	H27	1	33	37			
158	弘道二丁目五月自治会	H27	1	13	17			
159	五反野第2スカイハイツ自治会	H30	2	18	21		○	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト (実施…○)注10
			直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)		
160	中央本町	弘道一丁目第5自治会	H30	2	18	22		
161		青井二丁目ニツ家町会	H27	1	39	48		
162		青井三丁目町会	R6	3	233	291		○
163		青井兵和町会	R5	2	33	42		○
164		青井第一自治会	R4	3	71	98		○
165		青井一丁目町会	R6	3	180	227		○
166		青井四丁目ニツ家本町会	R6	3	80	108		
167		青井四丁目住宅自治会	H30	2	31	35	休会中	
168		青井四丁目第六住宅自治会	H26	1	16	21		
169		青井4丁目第3自治会	H25	1	10	13		
170		西加平町会	H29	1	84	106		
171		青井六丁目町会	H27	1	102	128		
172		中央本町三丁目町会	H27	1	65	71		
173		中央本町四丁目町会	H29	1	136	170		
174		中央本町五丁目町会	R4	2	108	137		
175		中央本町五丁目住宅親交会	H27	1	57	72		
176		中央本町四丁目団地自治会	H31/R1	2	139	175		
177		青井五丁目住宅供給公社自治会	H29	2	29	39		○
178		五反野スカイハイツ自治会	R6	3	98	131		○
179		青井五丁目睦自治会	H26	1	12	15		
180		青井六丁目アパート自治会	R6	3	37	48		
181		青井三丁目中央自治会	H31/R1	2	117	144		
182		日商岩井綾瀬マンション自治会	R5	3	93	114		
183		青井三丁目東自治会	H31/R1	2	11	12		
184		都営青井二丁目住宅自治会	H29	2	2	2		
185		青井四丁目緑会	H30	2	33	43		
186		ダイアパレス綾瀬自治会	R5	3	20	26		○
187		青井四丁目第四自治会	R6	3	13	20		○
188		青井四丁目第五自治会	H29	2	38	47		
189		グリーンパーク第5綾瀬自治会	H26	1	7	7		
190		ビューネ北綾瀬自治会	H29	1	3	5		
191		五反野第3スカイハイツ自治会	H26	1	25	31		
192		五反野住宅自治会	R6	3	67	98		○
193		中央本町4丁目2号棟自治会	H31/R1	2	4	4	注4	
194		中央本町四丁目三号棟自治会	H31/R1	2	5	7	注4、休会中	
195	中央本町四丁目一号棟自治会	H31/R1	2	3	3	注4		
196	東綾瀬	綾瀬自治会	H29	2	323	390		
197		東和一丁目自治会	H29	2	121	149		
198		綾瀬東町会	H28	2	335	407		
199		普賢寺自治会	R5	3	409	491		○
200		蒲原自治会	H31/R1	3	329	392		
201		上谷中町自治会	H29	2	127	156		○
202		下谷中町自治会	H31/R1	2	125	155		
203		普賢寺住宅自治会	R6	3	71	94		
204		東瀬江自治会	R6	3	306	383		○
205		蒲谷自治会	R6	3	300	398		
206		綾瀬七丁目団地自治会	R4	3	114	130		
207		パークタウン東綾瀬自治会	R5	4	345	458		○
208		東綾瀬自治会	R5	3	381	466		○
209		綾瀬五・六丁目自治会	R6	3	359	435		○
210		綾瀬三丁目自治会	H28	2	138	166		
211		トーキョーガーデンスイート自治会	H31/R1	2	14	17		
212	中川	大谷田東自治会	H30	2	180	215		
213		隅田自治会	R6	4	460	556		
214		長門南部町会	H29	2	143	182		○

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト (実施…○)注10	
			直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)			
215	中川	長門東部自治会	H30	2	154	192			
216		長門北部自治会	H30	2	29	35		○	
217		長門西町会	H28	2	91	109			
218		大谷田二丁目自治会	H31/R1	3	76	105		○	
219		東和二丁目自治会	H28	2	174	214			
220		東和二丁目西自治会	H30	2	98	117			
221		東和四丁目自治会	H30	2	131	155		○	
222		東和四丁目南部自治会	H29	2	35	40		○	
223		東和DM自治会	-	-	-	-	休会中		
224		東和四丁目第三団地自治会	H27	1	6	8	休会中		
225		ファミリー亀有老番館自治会	H31/R1	2	11	12			
226		ファミリー亀有式番館自治会	H30	2	15	18			
227		LM綾瀬谷中公園自治会	H30	2	10	11	休会中		
228		ザ・レジデンス東京イースト中川自治会	R4	3	14	17	休会中		
229		東和四丁目第二アパート自治会	H30	2	10	11			
230		佐野	大谷田上自治会	H29	2	160	184		
231			大谷田西部自治会	H28	2	294	355		
232	佐野一丁目町会		H29	1	68	92			
233	大谷田一丁目団地自治会		H30	2	285	342		○	
234	六木一丁目町会		H30	2	71	89			
235	六木二丁目町会		H29	2	39	49		○	
236	六木団地自治会		H30	3	392	499		○	
237	谷中北町会		R6	3	158	170		○	
238	佐野二丁目北町会		H31/R1	2	96	117			
239	佐野二丁目南町会		H30	2	116	144			
240	ボナハイツ中川自治会		H29	1	92	117			
241	大谷田五丁目町会		H29	2	190	226			
242	中川ビューハイツ自治会		H31/R1	2	18	21			
243	ライオンズプラザ北綾瀬自治会		H31/R1	3	48	60		○	
244	都営大谷田自治会		H28	2	19	20			
245	神明上町会		H29	2	48	61			
246	神明東町会		H30	2	71	94			
247	神明仲町会		H30	2	114	140			
248	加平町会		H28	2	269	320			
249	北加平町会		H29	2	106	131			
250	六木三丁目町会		R6	3	189	249			
251	六木四丁目町会		R5	4	155	207		○	
252	辰沼町会		R6	3	327	411		○	
253	辰沼第二自治会		H28	2	74	90			
254	辰沼団地自治会		H28	2	88	108			
255	シャルム綾瀬自治会		R5	4	50	63			
256	六木三丁目自治会		H28	2	35	45			
257	神明南町会		H31/R1	3	277	376			
258	ライオンズガーデン辰沼自治会		H31/R1	2	3	4			
259	神明2丁目自治会		H30	2	11	13			
260	保塚		南花畑下沼町会	H28	2	86	102		
261		榎戸町会	R6	3	153	196			
262		堺田町会	H28	2	62	85			
263		花保町会	R6	3	454	589		○	
264		内匠本町町会	H28	2	55	65			
265		花畑第三団地自治会	H26	1	232	280			
266		花保親交町会	H28	2	82	101			
267		東保木間一丁目都住自治会	H28	2	21	24			
268		平野町会	H28	2	154	193			
269		平野竹親町会	H30	3	75	106			

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト （実施…○）注10
			直近調査年度 （年度）	調査回数 （回）	調査世帯数 （世帯）	調査人数 （人）		
270	保塚	六町町会	H28	2	112	141		
271		六町三丁目町会	H28	2	72	96		
272		保塚町町会	H28	2	189	240		
273		一ツ家一丁目町会	H28	2	83	100		
274		一ツ家二丁目町会	H31/R1	3	115	142		○
275		一ツ家三丁目町会	R5	3	139	180		
276		一ツ家四丁目町会	H28	2	32	41		
277		六町二丁目町会	H28	2	59	77		
278		平野一丁目団地自治会	H31/R1	3	70	81		○
279		都住平野三丁目団地自治会	H28	2	70	85		
280		一ツ家二丁目アパート自治会	H28	2	260	293		○
281		平野三丁目18番地自治会	R4	4	90	109		○
282		花畑	鷺宿町会	H28	2	98	126	
283	外ヶ原町会		H30	2	35	49		
284	仲組三丁目町会		H29	2	76	94		
285	堤根町会		H28	2	148	181		
286	前通り町会		H30	2	97	117		
287	花畑四丁目都住自治会		H29	1	9	10		
288	花畑団地自治会		R5	3	749	944		○
289	保木間第五団地自治会		R5	3	451	557		○
290	花畑七丁目団地自治会		H28	2	48	55		
291	花畑第五都住自治会		H28	2	35	47		
292	花畑第六都住自治会		H28	2	15	18		
293	会組町会		H30	2	57	68		
294	桑袋団地自治会		R6	3	446	555		○
295	花畑西町会		H30	2	17	19		
296	保木間五丁目自治会		H28	2	16	21		
297	南花畑自治会		H28	2	6	7		
298	南花畑第二自治会		H30	2	2	2		
299	保木間11自治会		H27	1	10	10		
300	エステート花畑自治会		H29	2	34	48		
301	仲組四丁目町会		H28	2	72	92		
302	花畑八丁目団地自治会		H30	2	11	11		
303	ペルドゥムール竹の塚自治会		H27	1	3	4		
304	竹の塚		水神町会	H31/R1	2	152	181	
305		西保木間二丁目町会	H28	2	44	53		
306		原町会	H30	2	74	94		
307		名地共和会	H28	2	13	18		
308		名地町会	H27	1	73	88		
309		在家町会	H28	1	102	119		
310		前保木間親睦町会	H29	2	144	184		○
311		三の輪町会	H26	1	57	68		
312		若宮自治会	H30	4	176	208		○
313		南保木間町会	H28	2	188	229		
314		北増田橋町会	H28	2	90	113		
315		南増田橋町会	H28	2	8	10		○
316		第二都住会	H28	3	73	82		
317		第五住宅会	H30	3	44	55		○
318		竹の塚南町会	H31/R1	2	108	142		
319		竹の塚中町会	H31/R1	3	162	196		
320		竹の塚上町会	H30	3	263	328		○
321		六月町会	H28	2	382	475		
322		水無月会	H28	2	4	5		
323		第八六月自治会	H31/R1	2	11	15		
324	東保木間町会	R6	13	278	366		○	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10
			直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）		
325		都営住宅六月むつき自治会	H28	2	34	42		
326		都営西保木間二丁目団地自治会	R3	3	53	61		○
327		西保木間都住自治会	H28	2	79	96		○
328		西保木間四丁目都住自治会	H27	2	227	270		○
329		竹の塚スカイタウン町内会	H30	2	69	82		
330		西保木間大曲自治会	H28	2	10	14		
331		都営西保木間一丁目自治会	H28	2	24	31		
332		六月中央自治会	H28	2	46	56		○
333		東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会	H27	1	46	56		
334		竹の塚六丁目アパート2号棟自治会	H28	2	45	54		
335		西保木間三丁目むつみ会	H28	2	22	26		
336		竹七東町会	H28	2	18	23		
337		西保木間自治会	H28	2	12	15		
338		新緑自治会	H29	2	28	34		
339		都営竹の塚団地第一自治会	H28	2	54	66		
340		都市再生機構竹の塚第一団地自治会	H31/R1	3	471	598		○
341		都市再生機構竹の塚第二団地自治会	R4	4	252	328		○
342		都市再生機構竹の塚第三団地自治会	H28	2	200	234		
343	竹の塚	第一保木間アパート自治会	H28	2	39	50		
344		保木間第四アパート自治会	H28	2	241	265		○
345		保木間第四団地新館自治会	H29	2	104	127		
346		竹の塚三丁目町会	H29	3	48	61		
347		竹の塚七丁目団地自治会	H27	1	186	216		
348		都営六月町団地自治会	H28	2	67	76		
349		竹の塚マンション自治会	H30	3	48	63		
350		都営保木間町アパート自治会	R6	18	186	238		○
351		日商岩井竹の塚マンション自治会	H28	2	20	23		
352		西保木間中央自治会	H28	2	8	12		○
353		保木間四丁目自治会	H28	2	12	17		
354		マンハイム竹の塚自治会	H28	1	10	12		
355		六月一丁目第2自治会	H28	2	18	20		○
356		六月自治会	H28	2	30	34		
357		竹の塚6丁目第3自治会	H27	1	4	5		
358		竹の塚6丁目アパート自治会	H28	2	11	14		
359		竹の塚ビューハイツ自治会	R3	4	27	31		○
360	カインドステージ竹ノ塚自治会	H27	1	3	3			
361	ライオンズスクエア竹の塚自治会	H31/R1	2	3	3	注5		
362	西新井	西新井東町会	H30	2	161	197		
363		西新井本町二丁目町会	H31/R1	2	114	134		○
364		興野北町会	H28	2	503	600		
365		東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	R5	2	243	304		
366		都営西新井本町四丁目アパート自治会	H30	2	6	6		
367		フレール西新井第一公団自治会	H31/R1	2	44	57		
368		フレール西新井第二自治会	H28	1	65	91		
369		扇三丁目第二団地自治会	R3	3	90	112		○
370		栗原町会	-	-	-	-	注6	
370-1		栗原町会 第一支部	H30	1	135	172		
370-2		栗原町会 第二支部	H27	1	125	158		
370-3		栗原町会 第三支部	H29	1	52	65		
370-4		栗原町会 第五支部	R4	3	70	82		
370-5		栗原町会 第六支部	H29	1	13	16		
370-6		栗原町会 第七支部	H27	1	55	69		
370-7	栗原町会 第八支部	H27	1	12	17			
370-8	栗原町会 第九支部	H31/R1	2	78	100			
370-9	栗原町会 第十支部	H27	1	39	45			

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト (実施…○) 注10
			直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)		
370-10	西新井	栗原町会 第十一支部	H31/R1	2	54	69		○
371		西新井栄町二丁目町会	H30	2	77	87		
372		栗原南町会	H31/R1	2	55	67		
373		都営栗原1丁目アパート自治会	R6	3	107	135		
374		あみだばし自治会	H29	2	64	73		
375		西新井本町2丁目アパート自治会	H31/R1	2	45	54		
376		西新井六丁目アパート自治会	H29	1	51	60		
377		西新井北町会	H29	2	124	150		
378		栗原団地自治会	H28	2	177	225		
379		西新井町会	H26	1	65	72		
380		西新井1・2町会	H27	1	34	41		
381		西新井本町一丁目町会	H30	2	110	134		
382		西新井緑町会	H29	2	204	237		
383		西新井仲町会	R5	3	149	180		○
384		西新井中央町会	H28	2	285	361		
385		西新井15部町会	H31/R1	2	68	85		
386		西新井西町会	H29	1	67	83		
387		西新井本町一丁目東町会	-	-	-	-	休会中	
388		東京アクアージュ自治会	H31/R1	2	22	30		
389		秀和西新井レジデンス自治会	H29	2	21	27		
390		ザ・ステージオ自治会	H31/R1	2	43	55		
391		レコシティグランデ自治会	H31/R1	2	15	18		
392		西新井本町3丁目A P自治会	H27	1	57	66	注7	
393	伊興	伊興町自治会	H28	2	291	374		
394		伊興北根町会	R5	3	280	351		
395		都市再生機構西新井第三団地自治会	H29	2	167	216		
396		伊興西町会	R6	3	449	582		○
397		伊興中央町会	R4	3	570	714		○
398		伊興北町会	H28	1	151	195		
399		伊興町アパート自治会	H28	2	45	54		
400		伊興仲町会	H31/R1	2	161	199		
401		西新井四丁目諏訪木町会	H29	2	59	74		
402		西新井四丁目自治会	H29	2	105	132		
403		東伊興町会	H28	2	120	148		
404		狭間町会	H27	1	32	39		
405		伊興南町会	H29	1	122	143		
406		伊興東町会	H29	2	182	217		
407		伊興五丁目アパート自治会	R5	3	12	15		○
408		伊興英知自治会	H26	1	20	30		
409		伊興町前沼アパート自治会	H30	2	9	9		
410		伊興四丁目住宅自治会	H29	2	15	17		
411		伊興三丁目アパート自治会	H29	1	39	46		○
412		伊興二丁目自治会	R3	3	3	3	注8	○
413		伊興町第2アパート自治会	H31/R1	2	56	67		
414	鹿浜	鹿浜押部町会	H29	2	422	528		
415		鹿浜東町会	H29	2	208	252		
416		鹿浜古内町会	H29	2	103	125		
417		鹿浜糺屋町会	H30	2	138	169		
418		鹿浜島町会	H30	2	162	214		
419		血沼町会	R5	5	305	390		○
420		加賀町会	R4	3	204	255		
421		谷在家町会	H29	2	170	213		
422		椿町会	H30	2	114	146		
423		血沼東町会	H26	1	16	22		
424		都住谷在家団地自治会	R5	3	260	334		○

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和7年3月末日現在】

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和7年3月末）				備考	わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト (実施…○) 注10
			直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)		
425	鹿浜	鹿浜団地自治会	H30	2	62	79		
426		上沼田第三アパート自治会	H25	1	205	249		
427		北鹿浜第二都住自治会	H29	2	110	123		
428		日本住宅公団江北六丁目団地自治会	R3	4	338	413		○
429		都営鹿浜五丁目団地自治会	H28	2	149	182		
430		都営鹿浜五丁目団地北部自治会	H28	2	102	135		○
431		都住加賀二丁目自治会	R6	3	141	180		○
432	舎人	舎人町会	H30	2	712	925		
433		入谷町会	H31/R1	2	395	489		
434		古千谷本町町会	H29	2	371	467		○
435		都住舎人自治会	R4	3	350	436		○
436		都住足立入谷自治会	H28	2	39	49		
437		入谷町第2アパート自治会	H28	2	7	9		
438		アビダス舎人テラス自治会	H31/R1	2	0	0	注9	

- 注1 「No.23 サングランデ千住曙町自治会」については、「No.6 千住曙町自治会」にて1回目調査済。
- 注2 「No.80 オーベルグランディオオハートアイランド自治会」については、「ハートアイランド地区」にて1回目調査済。
- 注3 「No.131 島根町会」については、1回目調査は町会として実施。2回目調査は五つの支部ごとに調査実施。
- 注4 「No.193 中央本町4丁目2号棟自治会」～「No.195 中央本町四丁目一号棟自治会」については、「No.176 中央本町四丁目団地自治会」にて1回目調査済。
- 注5 「No.361 ライオンズスクエア竹の塚自治会」については、「No.305 西保木間二丁目町会」にて1回目調査済。
- 注6 「No.370 栗原町会」については、十一の支部ごとに調査実施。
- 注7 「No.392 西新井本町3丁目A P自治会」については、「西新井本町三丁目自治会（解散）」にて1回目調査済。
- 注8 「No.412 伊興二丁目自治会」については、「No.397 伊興中央町会」にて1回目調査済。
- 注9 「No.438 アビダス舎人テラス自治会」については、「No.433 入谷町会」にて2回目調査済。
- 注10 わがまちの孤立ゼロプロジェクトは、町会・自治会として登録されていないマンション管理組合3団体を含む128団体が登録（令和7年3月末日現在）。